

○財務省告示第五百四十八号

省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十五年七月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十五年八月八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 亀井 善之

一	名称及び記号	利付国庫債券（変動・十五年） （第二十三回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の数が小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行行額	額面金額で九千九百九十一億円
七	払込金額	九千九百九十一億円
八	最低額面金額	十万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十	発行行日	平成十五年七月二十二日
十一	発行価格	額面金額百円につき百円
十二	利率	年当たり、各利払期における利

十三
の経過
払込み

子計算期間開始日前に行われ、た、発行から償還までの期間が九年五か月超の十年利付国債の結果、直近における割当額入札の結果に基づき算出された複利回り（以下「基準金利」という。）から、〇・六一パーセントを控除した率。ただし、控除した率が〇パーセントを下回るときは、その率は〇パーセントとする。

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.40}{100} \times \frac{2}{365}$$

十四
初期利子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合）は、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十六年一月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、算出した金額を支払う。

